

横浜市工事設計変更事務取扱要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日
一部改正 令和 7 年 3 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「工事」とは、横浜市が発注する工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負をいう。

2 この要綱において「設計変更」とは、工事の施行にあたり設計または仕様の一部を変更することをいう。

3 この要綱において「契約変更」とは、設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。

4 この要綱において「工事発注局」とは、当該工事の経費に係る歳出予算の属する局及び区役所をいう。

なお、この要綱において「局」とは、横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第 1 条に掲げる統括本部及び局、消防局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに議会局をいう。

5 この要綱において「工事発注局長」とは、工事発注局及び区役所の長をいう。

(設計変更の基本原則)

第 3 条 設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合またはやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

(設計変更の手続)

第 4 条 工事発注局において設計変更をしようとするときは、工事設計変更伺により決裁を得なければならない。

2 工事設計変更伺には、設計変更の内容を明示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書(以下「設計図書」という。)を添えなければならない。

3 請負金額の増減または履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあっては、あらかじめ請負人と協議して、その予定増減額または予定伸縮期間を算出するのを原則とするものとする。

4 前項の場合において、請負金額の予定増減額は、請負金額内訳書の単価(請負金額内訳書がないときは設計書の工事費単価。以下同じ。)を基準にして算出するものとする。ただし、工事の増加部分について、請負金額内訳書の単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

(設計変更の手続の特例)

第 4 条の 2 横浜市請負工事監督事務取扱規程(昭和 41 年 10 月達第 35 号)第 11 条第 3 項に定める工事の内容の変更の指示(以下「変更指示」という。)を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。

(1) 請負金額が 300,000,000 円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の 20%以内であること。

(2) 請負金額が 300,000,000 円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 60,000,000 円以内であること。

(工事設計変更伺の合議)

第 5 条 工事設計変更伺の合議は、次の各号に定めるところにより、必要かつ最少限に行な

うものとする。

(1) 工事発注局内にあつては、予算管理(横浜市予算、決算事務に関する要綱第 14 条第 3 項に規定する予算差引等をいう。)のため経理担当課長と合議すること。ただし、事務所、事業所等において工事発注局長からあらかじめ包括的な予算の割当が示されている場合において、当該設計変更による予定増減額が、事務所、事業所等の長に与えられている設計変更の決定に係る専決権の範囲内である設計変更については、この限りでない。

(2) 設計変更による請負金額の増加支出について次の予算措置を必要とする場合においては、経理担当課長へ合議すること。

ア 予備費の充当

イ 予算の流用

ウ 予算の令達又は配付前の執行

エ 予算の令達又は配付条件の変更

(契約変更の手続)

第 6 条 第 4 条の規定により設計変更の決定をしたときは、工事発注局長は、契約変更を財政局長(契約第一課)に依頼しなければならない。

2 前項の依頼には、設計図書を添えなければならない。

第 7 条 財政局長(契約第一課)は、前条第 1 項の依頼を受けたときは、速やかに、変更契約を締結するものとする。

2 財政局長(契約第一課)は、前項の規定により、変更契約を締結したときは、速やかにその旨を工事発注局長に通知しなければならない。

(契約変更の手続の特例)

第 8 条 前 2 条の規定にかかわらず、当該設計変更に係る契約変更を行うに当たって、議会の議決を要しないもの及び市長専決処分事項指定の件に規定されていないもののうち、変更後の請負金額が当初請負金額の 30%を超えない範囲で増減するもの及び請負金額の増減を必要としないものにあつては、工事発注局長は、第 4 条の規定による設計変更の決定後、速やかに工事設計変更指示書(第 1 号様式)及び設計図書を請負人に交付し、請負人から請書(第 1 号様式の 2)を提出させることによって変更契約書の作成に代えることができる。

2 前項の規定によって変更契約書の作成を省略した場合においては、工事発注局長は、工事設計変更指示書及び請負人が提出した請書の写しを速やかに財政局長(契約第一課)に送付しなければならない。

(概算等による設計変更の決定及び契約変更)

第 9 条 早急に設計変更の決定をしなければ工事の目的達成に支障がある場合においては、設計図書は詳細なものでなくてもよいものとし、及び設計変更により請負金額の増減または履行期限の伸縮を必要とするときにその予定増減額または予定伸縮期間を概算で算出することができる。ただし、請負金額の予定増減額の単価は、原則として確定しておくものとする。

2 前項の規定は、契約変更の場合に準用する。

第 10 条 工事発注局において、前条の規定に基づき概算等により設計変更の決定をし、及び契約変更をしたときは、速やかに設計図書を完備し、並びに請負金額及び履行期限を確定するため、工事設計変更確定伺により決裁を得て、請負人と工事設計変更確定書(第 2 号様式)を交換しなければならない。

2 原工事施行伺を財政局長(契約第一課)へ合議している工事において、設計変更による請負金額の変更を行う場合は、工事設計変更確定伺を財政局長(契約第一課)へ合議すること。

(変更契約の内容等の公表)

第 11 条 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る事項及び変更理由等を公表するものとする。

(要綱施行に係る細部事項の協議)

第 12 条 この要綱の施行に関する細部の事項については、財政局長及び工事発注局長が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に工事の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

工事設計変更指示書

(請負人)

様

横浜市
横浜市長

印

契約番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日

標記の工事については、次のとおり変更を指示します。
請書を提出して下さい。

変更項目	既 定	変 更	差 引
履行期限	年 月 日	年 月 日	日
請負金額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
部分払			—
建設工事に係る 資材の再資源化 等に関する法律 第9条第1項に 規定する対象建 設工事			—
設 計 仕 様	詳細は、別添設計図書のとおり。		
備 考	〔記載例 変更後の請負金額は概算額なので、後日確定する。〕		

請 書

年 月 日

横 浜 市 長

住所

請負人

氏名

印

契 約 番 号	
工 事 名	
契 約 年 月 日	

上記の工事請負契約が次のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該工事を履行することを確約してこの請書を提出します。

○変更事項(☑の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 設 計 ・ 仕 様	添付の図書記載のとおり
<input type="checkbox"/> 契 約 金 額 増 △ 減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥)
<input type="checkbox"/> 履 行 期 限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 部 分 払	
<input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事	
<input type="checkbox"/> 備 考	

第 号
年 月 日

工事設計変更確定書

横浜市長
住 所



請負人

氏 名



工事設計変更について、次のとおり確定する。

工 事 名				
工 事 場 所				
変 更 指 示 年 月 日				
当 初 契 約 年 月 日		変 更 契 約 年 月 日		
変 更 内 容	既 定	変 更 (概 算)	変 更 (確 定)	差 引
履 行 期 限				
請 負 金 額				
支 給 材				
支 出 科 目	年 度 款 項 目 節			
摘 要	詳細は、別添設計図書のとおり。			

(A4)

〔備考〕 複写して3部作成し、1部は請負人に交付し、1部は財政局契約部契約第一課へ送付し、1部を控とする。